

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に従い、低所得者に対し低廉な住宅を提供する。資格基準から入居審査を行い、入居後の世帯の異動及び家賃の管理を行う。特定個人情報 は次の事務において使用する。 1. 収入の申告の受理及び決定に関する事務 2. 家賃等の減免の申請の受理及び決定に関する事務 3. 敷金の徴収に関する事務 4. 家賃等の徴収猶予の申請の受理及び決定に関する事務 5. 入居の申込みの受理及び決定に関する事務 6. 同居承認若しくは入居承継承認の申請の受理及び決定に関する事務 7. 明渡しの請求に関する事務 8. 家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 9. 明渡し請求の期限の延長の申出の受理及び決定に関する事務 10. 収入超過者に対しての住宅のあっせんに関する事務 11. 収入状況の報告の請求に関する事務
③システムの名称	1. 市営住宅管理システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1. 市営住宅管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 27の項 ・第9条第2項 ①番号利用条例 第3条 第1項及び第2項 別表第2 6の項 ②番号利用条例施行規則 第22条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 都市計画部 住宅政策課 市営住宅係 079-427-9254(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報照会を行うにあたり、団体内統合宛名番号を利用し、特定個人情報を直接取扱わない仕組みとなっている。また、申請情報や本人情報をデータベースに入力する際はダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・届出書は、鍵付の書庫に保管している。 ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 ・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。 ・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報—5. 評価実施機関における担当部署—②所属長	営繕・住宅課長 小西 敏文	営繕・住宅課長 三村 真生	事後	—
平成28年8月29日	I 関連情報—4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	—
平成28年8月29日	I 関連情報—4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2（31、54の項） (2) 別表第2省令 ・第22条、第28条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ① 特定個人情報保護委員会規則 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 31の項 【情報照会の根拠】 ・なし (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第22 【情報照会の根拠】 ・なし (3) 番号法 【情報照会の根拠】（委員会規則によるもの） ・第19条第8号 ① 特定個人情報保護委員会規則 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	事後	—
平成29年5月24日	I 関連情報—4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	—
平成29年5月24日	I 関連情報—7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	079-427-9137（直通）	079-427-9135（直通）	事後	—
平成30年7月19日	I 関連情報—5. 評価実施機関における担当部署	部署 営繕・住宅課	部署 住宅政策課	事後	—
平成30年7月19日	I 関連情報—5. 評価実施機関における担当部署	所属長 営繕・住宅課長 三村 真生	所属長 住宅政策課長 稲岡 直樹	事後	—
平成30年7月19日	I 関連情報—8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	建設部 営繕・住宅課 住宅係	都市計画部 住宅政策課 市営住宅係	事後	—
令和1年6月19日	I 関連情報—5. 評価実施機関における担当部署—②所属長	所属長 住宅政策課長 稲岡 直樹	削除	事後	—

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われる場合のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の種類-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の種類-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の種類-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	加古川市 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 31の項 (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第22条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ① 特定個人情報保護委員会規則 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 31の項 (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第22条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ① 特定個人情報保護委員会規則 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和7年1月10日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの (1) 番号法 ・第9条第1項 別表第1 19の項 (2) 別表第1省令 ・第18条 (3) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 6の項 ② 番号利用条例施行規則 ・第22条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの (1) 番号法 ・第9条第1項 別表 27の項 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 第3条 第1項及び第2項 別表第2 6の項 ② 番号利用条例施行規則 第22条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	令和6年5月27日施行の法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、番号法第19条第9号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの (1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 31の項 (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第22条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】（委員会規則によるもの） ・第19条第9号 ①特定個人情報保護委員会規則 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの (1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	令和6年5月27日施行の法改正によるもの
令和7年1月10日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	－
令和7年1月10日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	－
令和7年1月10日	IV リスク対策－8. 人手を介在させる作業－人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和7年1月10日	IV リスク対策－8. 人手を介在させる作業－人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か－判断の根拠	(新規)	情報照会を行うにあたり、団体内統合宛名番号を利用し、特定個人情報を直接取扱わない仕組みとなっている。また、申請情報や本人情報をデータベースに入力する際はダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	－
令和7年1月10日	IV リスク対策－11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	(新規)	十分である	事後	－
令和7年1月10日	IV リスク対策－11. もっとも優先度が高いと考えられる対策－当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	－
令和7年1月10日	IV リスク対策－11. もっとも優先度が高いと考えられる対策－当該対策は十分か【再掲】－判断の根拠	(新規)	・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・届出書は、鍵付の書庫に保管している。 ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 ・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。 ・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	事後	－